当院では、院外処方に対して一般名処方をすることがあります。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を 指定するのではなく、
薬剤の成分をもとにした 一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した 場合であっても、
患者さんに必要な医薬品が提供 しやすくなります。

一般名処方とは？

「商品名」ではなく「有効成分の名称」を処方箋に記載することです。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、
主治医または薬剤師にお尋ねください。